

長崎市耐震改修促進計画（令和2年3月改訂）

1 計画の目的

この計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、市内の建築物の耐震化を図ることを目的とします。

2 計画の期間

この計画の期間は、平成20年4月から令和8年3月までとします。

3 耐震化率の現状と目標

令和7年度までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を次表のとおりとします。

	平成30年度（現状）	令和7年度（目標）
住 宅	82.9%※2	90%
多数の者が利用する建築物※1	87.7%※2	95%

※1 耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物

※2 市建築指導課調査等による推計（平成31年3月現在）

4 建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための施策

（1）民間建築物の耐震化を促進するための支援

ア 住宅の耐震化に関する支援

設計及び工事を合わせて総合的に支援するため、補助率・補助限度額を拡充した耐震化総合支援事業を実施する。

（2）地震時の総合的な安全対策

ア コンクリートブロック塀の安全確保のための支援の強化

イ 老朽化したはね出しスラブの安全確保のための支援の強化

5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発

（1）直接的周知の強化

木造戸建て住宅所有者への個別訪問実施により、市民の耐震化に係る認識の向上を図る。

（2）施工者リストの公表

耐震改修工事を実施する施工者リストの公表により、市民の容易に施工者へ相談できる環境の向上を図る。

6 計画の見直し

本計画の耐震化率の目標は、令和8年3月までに住宅については90%、多数の者が利用する建築物については95%と設定し、計画の期間も同時期までとし、計画の進捗と効果についての総括を行い、国の基本方針及び県の耐震改修促進計画と連携し計画見直しを行います。